給水装置工事自主検査報告書

（あて先）佐倉市上下水道事業管理者

水道法第25条の４第3項　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他厚生労働省令で定める職務（主に水道事業者との材料・施工方法・工期・完了等の連絡・調整）

水道法第25条の4第4項　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査項目 | 検査内容 | 確認欄 |
| 止水栓 | 基準の深さ（おおむね450㎜）に設置されている | 　　　㎜ |
| 道路境界から1メートル以内に設置されている | 　　　m |
| オフセットは正しく測定されている | 良・否 |
| 筐の中心にあり、傾きがない | 良・否 |
| 異物（砂、接着剤等）による目詰まりはない | 良・否 |
| ボール部分に傷がついていない | 良・否 |
| 水勢・水量は適正である | 良・否 |
| メーターボックス | ボックスの設置位置は、検針及びメーター交換等に支障はない | 良・否 |
| メーターボックスの破損の恐れはない | 良・否 |
| 配管等 | 配管の管種、口径、延長、給水用具等の位置は申請図面と一致している | 良・否 |
| 配水管分岐部から末端部に向かって増径となるような配管となっていない。 | 良・否 |
| 適切な材料・方法で接合がされている。 | 良・否 |
| 水圧試験を行った（漏水や管の抜け等がない） | 良・否 |
| 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止する適正な措置となっている |  |
| 水質の確認を行った（臭気、味、色、残留塩素に異常がない） | 良・否 |
| 逆流防止措置のための給水用具の設置、吐水口空間の確保を適正に行った | 良・否 |
| その他 | 工事申込者への説明（財産・責任範囲等水道事業者から注意事項等） | 良・否 |
| 工事申込者へ工事完成図の提出 | 良・否 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自主検査実施日 | 承認番号 | 工事場所・申請者 |
| 年　　月　　日 |  |  |

**上記検査項目について、自主検査を行い適正であることを確認したので竣工検査を申請いたします。確認欄が「否」の部分については、検査当日までに是正いたします。**

**なお、当日検査不適合の場合は、指摘事項について後日確認し、再検査の申請をいたします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置工事業者名 | 主任技術者氏名（自署） |
|  |  |

**※虚偽の報告をした場合、給水装置工事事業者等処分処理要領による処分されることがあります。**